

資料3

臨床研修に関する論点（案）

1. 23年度以降の臨床研修において当面の取扱い（激変緩和措置）についてどのような対応を行うか。

① 基幹型臨床研修病院の指定について

（当面の取扱い）

新たな指定基準を満たさない基幹型臨床研修病院は、一定の条件下で22年度末まで指定を継続する。

② 小児科・産科の研修プログラムの作成について

（当面の取扱い）

将来小児科医又は産科医を希望する研修医のいずれかを対象とした研修プログラム（定員2名以上）を設けることで差し支えないとする。（募集定員が20名以上の研修病院）

③ 臨床研修病院の募集定員の上限について

（当面の取扱い）

臨床研修病院の募集定員は21年度研修の研修希望者（マッチ者）の実績を勘案する。（22年3月末までの取扱いとする。）

④ 都道府県別の募集定員について

（当面の取扱い）

都道府県の募集定員の上限の値は、各都道府県の研修医受入実績から10%以上削減しない。

2. 研修医の待遇（給与等）に対してどのような対応を行っていくか。

※研修制度の趣旨を著しく逸脱するような不適切な事例については、是正を誘導するための一定の措置を講ずる。

3. 臨床研修に対する評価を今後どのようにしていくか。

※研修医の到達度を客観的に評価する仕組みを構築する。

※到達目標について、臨床研修の改善状況等に対応しつつ、適切に見直すシステムを構築する。

※受入病院を第三者的に評価し、その結果をフィードバックする体制を構築する。

4. その他